

令和5年度 指定居宅サービス事業者等運営指導 主な指導事項一覧

1 共通する指導事項

項目	指導事項	ポイント
重要事項説明書 及び運営規程	利用料が、利用者負担2割、3割の利用者に対応する 内容となっていない。	一定以上の所得がある利用者の負担について、平成27年8月からは2割負担、平成30年8月からは3割負担の支払いを受けることとされています。 運営規程又は重要事項説明書において、負担割合が2割及び3割負担の利用者に対応していない事業所が見受けられましたので、再度、運営規程及び重要事項説明書の記載内容を確認していただき、未対応の事業所は速やかに修正してください。なお、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。
	重要事項説明書又は運営規程に記載のサービス内容、利用料、加算が実態と相違している。	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項(運営規程の概要や勤務体制等)について説明し、同意を得なければなりません。が、説明した内容と実際のサービス、利用料金、算定している加算等の実態が相違している事例が見受けられました。 運営規程と重要事項説明書の記載内容は実態に即した内容とし、相違がないかを定期的に確認し、常に整合を図るようにしてください。なお、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。
	運営規程と重要事項説明書の記載に相違がある。 ・キャンセル料、交通費 ・通常の実施地域 ・営業日、従業員の勤務体制、員数 等	特に、キャンセル料、交通費について、重要事項説明書にしか記載していない事例が見受けられました。 運営規程と重要事項説明書の記載内容は実態に即した内容とし、記載内容に相違がないかを定期的に確認するなど、常に整合を図るようにしてください。なお、記載内容の整合の確認の結果、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。
	重要事項説明書に記載すべき項目に不足がある。 ・サービスの第三者評価の実施状況	サービスの第三者評価の実施状況について、重要事項説明書に記載していない事例が見受けられました。 適宜、重要事項説明書の記載内容を確認していただき、記載すべき項目に不足がある場合は速やかに修正してください。

項目	指導事項	ポイント
居宅サービス計画 個別サービス計画	・サービスに係る個別サービス計画が居宅サービス計画に基づいた内容となっていない。 ・個別サービス計画作成後、実施状況の把握を行い、必要に応じて個別サービス計画を見直ししていない。	サービスに係る個別サービス計画は、サービス担当者会議等から、サービス提供により利用者が解決すべき課題を適切に把握した上で、作成するようにしてください。 また、管理者等はサービス提供に当たっては、個別サービス計画に基づき行われるよう適切に管理・監督を行ってください。 なお、個別サービス計画を作成せずに行うサービス及び個別サービス計画に基づかないサービスについては、適切なサービスとは認められないため、介護給付費及び利用者負担の請求はできません。
	利用者又はその家族に個別サービス計画がサービス提供前に交付されていない。	個別サービス計画を作成(変更を含む。)した場合は、当該計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認したうえで、当該計画の目標及び内容等について利用者又はその家族に説明し、サービスを提供する前に必ず交付してください。
	要支援者に対するサービスに係る介護予防の個別サービス計画にサービスの提供を行う期間が記載されていない。	介護予防のサービスに係る個別サービス計画には、当該計画でサービスの提供を行う期間を記載してください。 また、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、1回はモニタリング(※)を行い、当該計画に定める目標の達成状況等の把握を行ってください。 ※サービス計画の実施状況等を把握し、記録を作成すること。
	【居宅介護支援】 居宅サービス計画の作成時におけるアセスメントにおいて、把握すべき課題分析標準項目(23項目)のうち、記録する項目が不足している。 なお、把握すべき課題標準項目について、令和5年10月に改訂が行われている。	居宅サービス計画の作成時におけるアセスメント(※)の項目が課題分析標準項目の全てを具備しているかを確認していただき、不足がある場合は、速やかに改善してください。(介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目について(平成11年老企第29号別添)) ※利用者の状況を把握・分析し、解決すべき課題を明らかにすること。

項目	指導事項	ポイント
サービスの提供の記録	サービスの内容、サービスの提供時間又はサービス提供者の氏名が実態と相違している。	利用者が支払うべき利用料の額の適正を確保するためには、事業者において利用者に対して提供したサービスの具体的内容を適切に記録しなければなりません。 記録の内容が実態と相違している場合は、適切なサービスとは認められないため、介護給付費及び利用者負担の請求はできません。
	【認知症対応型共同生活介護】 被保険者証に入居の年月日又は入居している住居の名称を、退去時に退去の年月日を記載していない。	居宅療養管理指導以外の居宅サービス給付及び施設サービス給付を受けることができないことから、他の事業者等が確認できるよう入居に際しては入居の年月日及び住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を記載してください。
サービスの実施状況の把握・評価	提供したサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について評価されていない。	サービスの提供に当たっては、目標への達成度合いや満足度などについて常に確認し、必要に応じて個別サービス計画を修正するなど、その改善を図るようにしてください。
サービスの質の評価	提供するサービスの質について、自己評価とこれに基づく改善が行われていない。	評価の方法は任意ですが、自己評価シートの作成、利用者等へのアンケート調査等により、事業所が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るようにしてください。
管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理が一元的に行われていない。	従業者の出退勤の管理やシフト等による業務管理が行われていない事例が見受けられました。管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行ってください。また、従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令を適切に行ってください。

項目	指導事項	ポイント
勤務体制	雇用契約書、労働条件通知書等によって、事業所の従業者であること及びそれらの者が管理者の指揮命令下にあることが明確になっていない。	雇用契約書、労働条件通知書等に就業場所(事業所名)、職種等(介護職員等)を明記し、管理者の指揮命令下にあることを明確にしてください。
	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じていない。	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知啓発するとともに、相談への対応をあらかじめ定め周知してください。
秘密保持	従業者又は従業者でなくなった者に対して、業務上知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を漏らさないための必要な措置がとられていない。	従業者又は従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。
苦情処理	苦情についての記録が整備されていない。	事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、内容等を記録するとともに、苦情がサービスの質の向上を図るうえで重要な情報であると認識し、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みを行ってください。
地域との連携等	【認知症対応型共同生活介護】 運営推進会議において、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成していない	「運営推進会議」は利用者、地域住民の代表者等に対して、サービス内容等を明らかにすることにより利用者の「抱え込み」を防止し、サービスの質の確保を目的としてを設置するもので、適切な者で構成してください。
業務管理体制整備に関する届出(変更含む。)		介護保険法の規定に基づき、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。整備すべき業務管理体制は事業所数に応じて定められています。令和3年4月1日から、事業所が寝屋川市のみに所在する事業者は、届出先が寝屋川市へと変更されています。

2 特に注意していただきたい指導事項

項目	指導事項	ポイント
人員に関する基準	【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】 代表者について、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない。	認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、代表者としての資質を確保するため、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了している必要があります。
	【（介護予防）福祉用具貸与】 福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2以上となっていない月が複数月見受けられた。	福祉用具貸与の事業を行う者が、事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は常勤換算方法で2以上です。
介護報酬 （特定事業所加算）	特定事業所加算について、以下の要件を満たしていない。 ・当該事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であることの確認が不十分である。 ・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議について、開催状況の概要の記録が作成されていない。 ・健康診断について、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主負担により実施していない職員が見受けられた。 ・当該事業所における緊急時の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明していない。 ・サービス提供に当たって、サービス提供責任者が、訪問介護員に対し文書等確実な方法により伝達してから開始する必要がある利用者の情報やサービス提供に当たっての留意事項について、内容が不足している。	特定事業所加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 再度、加算の要件を御確認していただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。

項目	指導事項	ポイント
介護報酬 (個別機能訓練加算)	個別機能訓練加算について、以下の要件を満たしていない。 【通所介護】 ・個別機能訓練計画の作成・見直しに当たり必要となる、3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認したことが確認できない。 ・個別機能訓練実施後の、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果等について評価を行ったことが確認できない。 ・機能訓練指導員が配置される曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されていない。	個別機能訓練加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 再度、加算の要件を御確認していただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。
介護報酬 (認知症専門ケア加算)	認知症専門ケア加算について、以下の要件を満たしていない。 【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】 ・算定の対象となる「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)」であることが確認できないにもかかわらず、算定している。 ・日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であることを確認していない。 ・事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催していない。	認知症専門ケア加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 再度、加算の要件を御確認していただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。

項目	指導事項	ポイント
介護報酬 (退去時相談援助 加算)	退去時相談援助加算の要件を満たしていない。 【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】 退居して病院へ入院する場合や、他の介護保険施設へ入所する場合は、当該加算を算定できないにもかかわらず算定している	加算の要件を御確認いただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。
介護報酬 (医療連携体制加 算)	医療連携体制加算について、以下の要件を満たしていない。 【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】 ・重度化した場合の対応に係る指針の内容が不十分であった。 ・訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していることが確認できない。	医療連携体制加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 再度、加算の要件を御確認いただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。
介護報酬 (入浴介助加算)	入浴介助加算の要件を満たしていない。 【通所介護】 入浴を行っていることが確認できない。	入浴介助加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 再度、加算の要件を御確認いただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。
介護報酬 (口腔衛生管理体制 加算)	口腔衛生管理体制加算について、以下の要件を満たしていない。 【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】 ・口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていない。 ・歯科医師が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療等の実施時間以外の時間帯に行っていない。	加算の要件を御確認いただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。

項目	指導事項	ポイント
介護報酬 (初回加算)	初回加算の要件を満たしていない。 【居宅介護支援】 連続した3月を算定していた事例が見受けられた。	加算の要件を御確認いただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。
介護報酬 (科学的介護推進 体制加算)	科学的介護推進体制加算の要件を満たしていない。 【通所サービス、居住サービス及び多機能サービス】 LIFEへの情報を提出すべき月について、情報の提出が行われていない。	利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出しなければなりません。次の各号に定める月の翌月10日までに提出してください。 (1) 算定開始月においてサービスを利用している者については、当該算定開始月 (2) 算定開始月の翌月以降にサービスの利用を開始した者については、当該サービスの利用を開始した日の属する月 (3) (1)又は(2)の月のほか、少なくとも6月ごと (4) サービスの利用を終了する日の属する月
介護報酬 (口腔・栄養スクリーニング加算)	口腔・栄養スクリーニング加算の要件を満たしていない。 【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】 「利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること」について、確認することができない。	加算の要件を御確認いただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。

項目	指導事項	ポイント
介護報酬 (看取り介護加算)	看取り介護加算について、以下の要件を満たしていない。 【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】 ・看取りに関する指針の内容が不十分である。 ・看取りに関する指針について、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていない。 ・看取りに関する職員研修が実施されていない。	看取り介護加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 加算の要件を御確認していただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。
身体的拘束等の適正化	【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】 ・「身体的拘束等の適正化のための指針」に必要な項目が盛り込まれていない。 ・「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づいた研修プログラムを作成し、定期的(年2回以上)な教育を実施していない。	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。 また、事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束適正化検討委員会の設置等の措置を講じなければなりません。